



高松市病院局告示第 1 号

「高松市立みんなの病院人間ドック昼食提供業務委託」について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

高松市病院事業管理者 和田 大助

1 提案公募の目的

高松市立みんなの病院における人間ドック受診者の昼食用弁当（以下「弁当」という。）提供業務について、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施する。

2 業務概要

- （１）業 務 名 高松市立みんなの病院人間ドック昼食提供業務委託
- （２）業務内容 「高松市立みんなの病院人間ドック昼食提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- （３）履行期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、契約期間中、確実に業務を遂行する能力を有する者とし、次に掲げる全ての要件を満たしている者であることとする。

ア 過去 5 年以内に、直接又は間接の契約により、年間 1, 6 0 0 食以上の弁当（仕出し、ケータリングを含む）を、1 年以上継続して納入した実績を有すること。

イ 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）による営業許可を受けていること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中の者
- ③ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中の者
- ④ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する者
- ⑥ 反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

エ 高松市病院局指名停止等措置要綱（平成 2 4 年高松市病院局告示第 4 0 3 号）に基づく指名停止期間中でない者



- オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）中又は再生手続中でない者
- カ 公告日から過去1年間、食品衛生法に基づく行政処分を受ける等、食中毒等の重大な事故を起こしていない者

4 手続等

（1）発注課

〒761-8538 香川県高松市仏生山町甲847番地1

高松市立みんなの病院事務局総務課 物品・契約係

電話番号 087-813-7171

FAX番号 087-813-7141

E-mail byoinshomu@city.takamatsu.lg.jp

（2）提案公募関係資料の交付

高松市立みんなの病院人間ドック昼食提供業務委託募集要項（以下「募集要項」という。）「8 募集要項の交付期間及び入手方法」のとおり

（3）参加表明書類の提出期限、場所及び方法

提出期限 令和7年7月1日（火）午後5時まで

提出場所及び方法 発注課に直接持参又は郵送

持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く各日の午前9時から午前11時45分、午後1時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限り、期限内必着とする。

提出部数 各1部

（4）企画提案書提出の期限、場所及び方法

提出期限 令和7年7月9日（水）午後5時まで

提出場所及び方法 発注課に直接持参

受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く各日の午前9時から午前11時45分、午後1時から午後5時までとする。

提出部数 7部（正本1部、副本6部）

（5）プレゼンテーション及びヒアリング

提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所は、企画提案者に対し書面により通知する。

※令和7年7月中旬（予定） 高松市立みんなの病院内において開催予定



5 審査基準

次の審査基準に基づき企画提案内容进行评估し、評定点が最も高い企画提案書の提案者を優先交渉権者とする。

No.	評価項目	配点	評価視点
1	実績	5	・ 3 参加資格要件アに規定する納入実績
2	提供する弁当の内容	30	・ 盛り付け・彩り ・ 栄養バランス ・ 副食の品数・献立 ・ 量 ・ 提供する弁当のうち、最も標準的な副食による実食審査（3 品）
3	一食当たりの単価	5	・ 他の事業者より低廉な価格であるか
4	その他	10	・ 仕様書に記載されていない内容に関する追加提案 ・ 上記項目以外での質問に対する回答 など
満点 5 0 点			

備考 選定委員 1 人当たりの平均評定点が 1 5 点に満たなかった提案は、最も高い総合評定点であっても、提案者を優先交渉権者とはしない。

6 その他

詳細は、募集要項による。